

# PTA団体傷害保険の補償概要



Sampo Japan  
Nipponkoa

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、PTA団体傷害保険の補償概要につきまして、ご案内申し上げます。  
ご不明な点がございましたら、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜まで照会いただきますようお願い申し上げます。  
敬具

被保険者が次に掲げる場合に、急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガに対して保険金をお支払いします。ただし、日本国内における事故に起因するものに限りです。

- <1>被保険者がPTA会員の所属するPTA管理下においてPTA行事に参加している間
- <2>被保険者がPTA行事に参加するためPTAが指定する集合、解散場所と被保険者の自宅との通常の経路の往復中  
(注1)PTAの管理下とは、PTAの指揮、監督および指導下をいいます。  
(注2)PTA行事とは、PTAが企画、立案し、主催または共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則(名称のいかんを問いません。)に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。  
(注3)独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となりうるべき傷害事故の場合には、この保険の対象となりません。  
(注4)ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。

○保険期間(責任期間)開始前の事故(傷害・損害)によるものは、保険金をお支払いできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする 主な場合	保険金をお支払いできない 主な場合	
傷害	死亡 保険金	行事参加中に事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合はその金額を差し引いてお支払いします。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転による事故
	後遺障害 保険金	行事参加中に事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、死亡保険金、後遺障害保険金は、合計して保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
	入院 保険金	行事参加中に事故によりケガをされ、平常の業務または生活に支障が生じ、かつ入院(入院に準じた状態を含みます。)し医師の治療を受けた場合、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	⑥戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(注)を除きます。)、核燃料物質などによるもの (注)テロ行為とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが当該主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
	手術 保険金	入院保険金をお支払いする場合で、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(5倍または10倍)を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。	⑦頸部症候群(むちうち症)、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
	通院 保険金	行事参加中に事故によりケガをされ、平常の業務または生活に支障が生じ、かつ通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合、事故の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、平常の業務または生活に支障がない程度に回復したとき以降の通院はお支払いの対象になりません。また、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。	⑧自動車、原動機付自転車などによる競技・競争・興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)ハングライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故 ⑩地震・噴火またはこれらによる津波など

# 主な特約の補償概要

お客さまのご契約にオプション(任意)で付帯されている場合に対象となる補償です。

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合
細菌性食中毒およびウイルス性食中毒負担特約	行事参加中の細菌性食中毒およびウイルス性食中毒による死亡・後遺障害、入院・手術および通院保険金をお支払いします。

## 1. 保険期間

保険期間	平成29年6月2日 から 平成30年6月2日 まで [1年間]
------	------------------------------------

## 2. 補償内容

保 険 金 額	
死亡・後遺障害	180万円
入院保険金日額	2,500円
通院保険金日額	1,400円

※ご契約の内容は、商品の種類に応じた普通保険約款・特約条項によって定まります。  
※この文書は、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にお問い合わせください。  
【共同保険に関するご説明】  
複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の保険金支払等の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。  
【引受保険会社が破綻した場合のご説明】  
引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。  
この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・解約返戻金等の8割(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)までが補償されます。  
【代理請求に関するご説明】  
被保険者に保険金を請求できない事情があるときは、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にお問い合わせください。

【取扱代理店】  
クリエイトジャパン  
〒273-0001 船橋市市場4-20-12-2F  
TEL 047-422-6110

# PTA賠償責任保険

## のご案内

**MS&AD** 三井住友海上火災保険株式会社

### 保険の対象となる活動・行為

#### (1) 管理者賠償責任条項

PTA管理下におけるPTA活動がこの保険の対象となります。

なお、この保険における「PTA」、「PTA活動」および「PTA管理下」とは以下の定義に従います。

1. 「PTA」  
 父母と先生の会をいい、児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努め、児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実ははかるため、PTA会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体をいいます。
2. 「PTA活動」  
 日本国内において、児童・生徒の健全な成長をはかるという目的にそって、PTAが企画立案し主催する学習活動および実践活動で、PTA総会、運営委員会などPTA会則（名称を問いません。）に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。
3. 「PTA管理下」  
 PTAの指揮、監督および指導下において、PTA活動を行っている間をいいます。ただし、構成員であるPTA会員および児童・生徒がPTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上は含みません。

### 保険金をお支払いする主な場合

#### (1) 管理者賠償責任条項

PTA管理下における次のいずれかに該当する事由に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用）に対して保険金をお支払いします。

- ① PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人の生命や身体を害したり、他人の財物（次の②に定めるものを除きます。）を損壊させたこと
- ② 被保険者であるPTAが使用または管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物を、被保険者の構成員であるPTA会員、児童もしくは生徒が損壊し、または紛失もしくは盗取されたこと

例えば、次のような事故が発生し、PTAに法律上の損害賠償責任が生じた場合が想定されます。  
 OPTA主催の遠足で、主催者の監督不注意で参加している子供にけがをさせた。  
 OPTA主催の映画会で、市から借りたビデオカメラを誤って壊してしまった。

### 保険料の目安

#### (1) モデルタイプの補償条件

		支払限度額	免責金額
＜管理者賠償責任条項＞	身体障害	1名・1事故1億円	5,000円
	財物損壊	1事故1,000万円※	5,000円
＜児童・生徒賠償責任条項＞	身体障害・財物損壊共通	1名・1事故1億円	5,000円

※PTAが借用した財物に対する損害賠償責任についての支払限度額は、1事故限度額をもって保険期間中の総支払限度額といたします。  
 ※PTAが借用した財物に対する損害賠償責任についての支払限度額は、児童・生徒数が50名未満の場合は10万円に児童・生徒数を乗じた金額となり、50名以上の場合は500万円・1,000万円・2,000万円・3,000万円の中からのご選択となり、一事故・保険期間中の双方に適用されます。

### お支払いする保険金の内容

お支払いする保険金は次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

この保険では、次の表に記載された保険金をお支払いします。

保険金の種類	内 容
損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払う治療費や修繕費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続きに要した費用
緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（被害者の応急手当等）に要した費用
協力費用	当社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために要した費用
争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

※特約に別の規定がある場合を除き、「損害賠償金」「損害防止費用」「権利保全行使費用」および「緊急措置費用」の保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から保険証券記載の免責金額を控除した額をお支払いします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。なお、「損害防止費用」および「緊急措置費用」を除き、事前に当社の同意が必要となりますので、必ず当社までお問い合わせください。

※被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払い対象とはなりません。

### 保険金をお支払いしない主な場合

次のような損害賠償責任を負担することによる損害に対しては、保険金をお支払いしません。

#### (1) ＜管理者賠償責任条項＞および＜児童・生徒賠償責任条項＞共通

- ① 保険契約者や被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騷擾（じょう）、労働争議に起因する損害賠償責任
- ④ 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任
- ⑤ 液体、気体または固体の排出、流出もしくはいつ出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- ⑥ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任

#### (2) ＜管理者賠償責任条項＞

- ① 被保険者が所有、使用または管理する施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- ② 自動車、車両（※1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者の占有を離れた物もしくは飲食物に起因する損害賠償責任
- ④ 被保険者が借用する財物について、その瑕疵（かし）、自然の消耗もしくは性質による破損、または貸主に返還した日から30日を経過した後に発見されたその財物の損壊に起因する損害賠償責任